

25環都環第151号
平成25年6月28日

環境影響評価調査計画書審査意見書

「光が丘清掃工場建替事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第46条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
猪瀬直樹

記

第1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：東京二十三区清掃一部事務組合
代表者：管理者 西川 太一郎
所在地：東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：光が丘清掃工場建替事業
種 類：廃棄物処理施設の設置
- 3 対象事業の所在地
東京都練馬区光が丘五丁目3番1号

第2 意 見

【大気汚染、騒音・振動共通】

計画地周辺には、住宅、学校及び病院等があり、工事の施行中における建設機械の稼働や工事用車両の走行、供用後における清掃車両の走行

による大気汚染、騒音・振動の影響が懸念される。こうしたことを十分考慮した上で、施工方法、使用する機械の種類や台数、工事用車両の走行ルート及び環境保全のための措置等を検討し、評価書案において詳細に記載すること。

【大気汚染】

- 1 大気質の予測地域については、予想される最大着地濃度が出現する地点を含む範囲内としているが、現況調査における環境大気質の調査地点を包含するよう予測地域を設定すること。
- 2 大気質の予測に当たっては、高層気象の調査及び風洞実験を実施することとしていることから、そのデータの活用方法について記載すること。

【悪臭】

悪臭の予測に当たっては、類似事例を参照する方法によることとしていることから、本事業との類似性についてその根拠を明らかにした上で予測・評価すること。

【騒音・振動】

供用後の施設稼働に伴い発生する低周波音について、既存工場の調査結果から影響はみられないとしているが、計画施設の主要な設備機器や配置等を詳細に比較した上で類似性を明らかにし、必要に応じて予測・評価すること。

【土壌汚染】

現地調査における調査範囲・地点の選定に当たっては、既存建物の解体前に行う土壌調査だけでなく、解体後における土壌調査についても、法令に基づき適切に単位区画を設定して選定すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。